

005GC978

401381

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 8
【根拠条文】 法第27条の25第1項に基づく報告書
【提出先】 関東財務局長
ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)
【氏名又は名称】 社長 持田 昌典
英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード
ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
【住所又は本店所在地】
【報告義務発生日】 平成17年12月15日
【提出日】 平成17年12月21日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 5名
【提出形態】 連名

第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	ソフトバンク(株)
会社コード	9984
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区東新橋1-9-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 ハージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,296,500		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D 5,159,400		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 6,455,900	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 6,455,900		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 5,159,400		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年10月31日現在)	S 351,504,326
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	1.81
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.80

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年10月27日	普通株	400	処分	(貸借)
2005年11月2日	普通株	700	処分	(貸借)
2005年11月7日	普通株	20,000	処分	(貸借)
2005年11月15日	対象有価証券カバードワラント	159,400	取得	
2005年11月15日	普通株	125,700	処分	(一部貸借)
2005年11月17日	普通株	5,900	処分	(貸借)
2005年11月18日	普通株	100,100	取得	(貸借)
2005年11月29日	普通株	1,125,500	処分	(貸借)
2005年11月30日	普通株	112,500	取得	(貸借)
2005年12月2日	対象有価証券カバードワラント	2,150,000	取得	
2005年12月2日	普通株	500	処分	(貸借)
2005年12月5日	普通株	33,900	処分	(貸借)
2005年12月6日	普通株	6,200	処分	(貸借)
2005年12月9日	普通株	47,100	処分	(一部貸借)
2005年12月12日	対象有価証券カバードワラント	2,850,000	取得	
2005年12月12日	普通株	2,300	処分	(貸借)
2005年12月13日	普通株	59,400	処分	(貸借)
2005年12月14日	普通株	87,400	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 1,296,500株の借入(ゴールドマン・サックス・インターナショナル等からの借入)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	10,264,231
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	10,264,231

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	4,665,400		300
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	1,140,781	I
対象有価証券 カバードワラント	D	15,679,255	J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M	21,485,436	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		O
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	26,725,736	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	22,060,036	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成17年10月31日現在)	S	351,504,326
上記提出者の 株券保有割合（％） (Q/(R+S)×100)		7.15
直前の報告書に記載された 株券保有割合（％）		7.57

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年10月17日	新株予約権付社債券	182,342	取得	
2005年10月17日	普通株	66,600	処分	
2005年10月18日	対象有価証券カバードワラント	60,000	取得	
2005年10月18日	普通株	43,800	処分	
2005年10月19日	対象有価証券カバードワラント	3,050	取得	
2005年10月19日	普通株	109,600	取得	(一部貸借)
2005年10月20日	新株予約権付社債券	15,400	取得	
2005年10月20日	対象有価証券カバードワラント	3,050	処分	
2005年10月20日	普通株	250,700	取得	(一部貸借)
2005年10月21日	普通株	66,400	取得	(一部貸借)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年10月24日	新株予約権付社債券	46,200	取得	
2005年10月24日	対象有価証券カバードワラント	500	取得	
2005年10月24日	普通株	16,000	取得	
2005年10月25日	対象有価証券カバードワラント	4,500	取得	
2005年10月25日	普通株	143,600	取得	
2005年10月26日	対象有価証券カバードワラント	5,000	処分	
2005年10月26日	普通株	8,100	取得	
2005年10月27日	普通株	21,700	取得	
2005年10月28日	対象有価証券カバードワラント	5,300	取得	
2005年10月28日	普通株	5,900	取得	(一部貸借)
2005年10月31日	対象有価証券カバードワラント	204,690	処分	
2005年10月31日	普通株	600	処分	(一部貸借)
2005年11月1日	対象有価証券カバードワラント	610	処分	
2005年11月1日	普通株	95,800	処分	
2005年11月2日	対象有価証券カバードワラント	25,300	取得	
2005年11月2日	普通株	51,200	処分	
2005年11月4日	対象有価証券カバードワラント	300	処分	
2005年11月4日	新株予約権付社債券	77,000	取得	
2005年11月4日	普通株	106,000	取得	
2005年11月7日	新株予約権付社債券	61,600	処分	
2005年11月7日	対象有価証券カバードワラント	1,000	取得	
2005年11月7日	普通株	392,800	処分	(一部貸借)
2005年11月8日	新株予約権付社債券	350,327	取得	
2005年11月8日	対象有価証券カバードワラント	24,000	処分	
2005年11月8日	普通株	95,400	処分	(一部貸借)
2005年11月9日	新株予約権付社債券	77,000	取得	
2005年11月9日	対象有価証券カバードワラント	50,000	取得	
2005年11月9日	普通株	20,200	処分	
2005年11月10日	新株予約権付社債券	38,500	取得	
2005年11月10日	普通株	328,400	取得	(一部貸借)
2005年11月11日	普通株	69,000	処分	
2005年11月14日	普通株	150,400	処分	(一部貸借)
2005年11月15日	新株予約権付社債券	7,700	取得	
2005年11月15日	対象有価証券カバードワラント	810	取得	
2005年11月15日	普通株	1,789,400	取得	(一部貸借)
2005年11月16日	新株予約権付社債券	38,500	取得	
2005年11月16日	対象有価証券カバードワラント	810	処分	
2005年11月16日	普通株	646,600	取得	(一部貸借)
2005年11月17日	対象有価証券カバードワラント	2,100	取得	
2005年11月17日	普通株	100,000	処分	
2005年11月18日	対象有価証券カバードワラント	98,480	取得	
2005年11月18日	普通株	67,700	取得	(一部貸借)
2005年11月21日	対象有価証券カバードワラント	580	処分	
2005年11月21日	普通株	14,600	取得	(一部貸借)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年11月22日	新株予約権付社債券	23,100	取得	
2005年11月22日	普通株	320,100	取得	(一部貸借)
2005年11月24日	対象有価証券カバードワラント	368,000	取得	
2005年11月24日	普通株	1,600	取得	(一部貸借)
2005年11月25日	新株予約権付社債券	38,500	処分	
2005年11月25日	対象有価証券カバードワラント	50,000	取得	
2005年11月25日	普通株	49,700	処分	(一部貸借)
2005年11月28日	対象有価証券カバードワラント	14,000	取得	
2005年11月28日	普通株	1,097,155	処分	(一部貸借)
2005年11月29日	対象有価証券カバードワラント	100	取得	
2005年11月29日	普通株	119,600	取得	(一部貸借)
2005年11月30日	対象有価証券カバードワラント	124,900	取得	
2005年11月30日	普通株	86,555	取得	(一部貸借)
2005年12月1日	新株予約権付社債券	83,993	取得	
2005年12月1日	対象有価証券カバードワラント	351,067	取得	
2005年12月1日	普通株	845,611	取得	(一部貸借)
2005年12月2日	新株予約権付社債券	38,500	処分	
2005年12月2日	対象有価証券カバードワラント	4,496,933	取得	
2005年12月2日	普通株	57,300	取得	(一部貸借)
2005年12月5日	対象有価証券カバードワラント	52,000	取得	
2005年12月5日	普通株	1,244,100	処分	(一部貸借)
2005年12月6日	新株予約権付社債券	38,500	取得	
2005年12月6日	対象有価証券カバードワラント	47,350	取得	
2005年12月6日	普通株	400,900	処分	(一部貸借)
2005年12月7日	対象有価証券カバードワラント	14,650	取得	
2005年12月7日	普通株	579,950	処分	(一部貸借)
2005年12月8日	新株予約権付社債券	11,196	取得	
2005年12月8日	対象有価証券カバードワラント	2,208,030	取得	
2005年12月8日	普通株	156,650	取得	(一部貸借)
2005年12月8日	新株予約権証券	10,000	処分	
2005年12月9日	新株予約権付社債券	77,000	処分	
2005年12月9日	対象有価証券カバードワラント	3,092,168	取得	
2005年12月9日	普通株	57,300	処分	(一部貸借)
2005年12月12日	対象有価証券カバードワラント	22,902	取得	
2005年12月12日	普通株	122,500	取得	(一部貸借)
2005年12月13日	対象有価証券カバードワラント	447,840	処分	
2005年12月13日	普通株	837,300	処分	(一部貸借)
2005年12月14日	対象有価証券カバードワラント	52,800	取得	
2005年12月14日	普通株	83,111	処分	(一部貸借)
2005年12月15日	対象有価証券カバードワラント	1,560	処分	
2005年12月15日	普通株	250,200	処分	

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs Asset Management, L.P.
住所又は本店所在地	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月18日
代表者氏名	ピーター・クラウス / リック・シュワルツ (2名)
代表者役職	共同代表者
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			74,000
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 74,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	74,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年10月31日現在)	S	351,504,326
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		0.02
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		-

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年10月17日	普通株	3,700	処分	
2005年10月18日	普通株	100	処分	
2005年10月19日	普通株	200	取得	
2005年10月25日	普通株	55,500	処分	
2005年11月1日	普通株	7,700	取得	
2005年12月1日	普通株	900	処分	
2005年12月7日	普通株	3,400	取得	
2005年12月14日	普通株	39,200	取得	
2005年12月15日	普通株	82,300	取得	

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者) / 4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治 2 年 12 月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	4,403,345		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H 8,000,000
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 4,403,345	N	O 8,000,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 12,403,345		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 8,000,000		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年10月31日現在)	S 351,504,326
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	3.45
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	3.71

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年10月17日	普通株	20,800	取得	
2005年10月18日	普通株	19,200	処分	
2005年10月20日	普通株	300,000	取得	(貸借)
2005年10月26日	普通株	4,000	処分	
2005年11月1日	普通株	1,600	取得	
2005年11月2日	普通株	1,600	取得	
2005年11月4日	普通株	28,800	取得	
2005年11月7日	新株予約権付社債券	350,327	取得	
2005年11月7日	普通株	32,800	処分	
2005年11月8日	新株予約権付社債券	350,327	処分	
2005年11月8日	普通株	7,200	取得	
2005年11月9日	普通株	7,200	処分	(一部貸借)
2005年11月10日	普通株	150,800	取得	(一部貸借)
2005年11月11日	普通株	6,400	取得	
2005年11月14日	普通株	5,600	処分	
2005年11月15日	普通株	1,363,900	取得	(一部貸借)
2005年11月16日	普通株	28,700	取得	(貸借)
2005年11月22日	普通株	330,000	取得	(貸借)
2005年11月24日	普通株	4,000	処分	
2005年11月28日	普通株	32,400	処分	(一部貸借)
2005年11月29日	普通株	309,000	処分	(一部貸借)
2005年11月30日	普通株	4,100	処分	(一部貸借)
2005年12月1日	普通株	44,700	処分	(一部貸借)
2005年12月5日	普通株	716,700	処分	(一部貸借)
2005年12月6日	普通株	19,600	処分	(貸借)
2005年12月7日	普通株	4,400	取得	
2005年12月8日	普通株	240,000	取得	(一部貸借)
2005年12月9日	普通株	200,000	処分	(貸借)
2005年12月13日	普通株	632,000	処分	(貸借)
2005年12月14日	普通株	298,200	処分	(一部貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 4,395,945株の借入(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド等からの借入)

第2【提出者に関する事項】

5【提出者(大量保有者) / 5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(有限責任会社)
氏名又は名称	Goldman Sachs Hedge Fund Strategies LLC
住所又は本店所在地	701 Mount Lucas Road, Princeton, NJ08540, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 9 年 4 月 9 日
代表者氏名	George Walker
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業、コモディティ・プール・オペレーター、コモディティ・トレーディング・アドバイザー

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			94,800
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 94,800
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	94,800	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年10月31日現在)	S	351,504,326
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		0.03
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.03

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年10月20日	普通株	1,000	処分	
2005年10月21日	普通株	5,000	処分	
2005年10月24日	普通株	2,600	取得	
2005年10月25日	普通株	6,100	取得	
2005年10月26日	普通株	700	取得	
2005年10月28日	普通株	1,400	取得	
2005年11月2日	普通株	2,600	処分	
2005年11月4日	普通株	1,500	取得	
2005年11月7日	普通株	40,000	取得	
2005年11月9日	普通株	2,000	取得	
2005年11月11日	普通株	1,100	処分	
2005年11月29日	普通株	10,500	処分	
2005年12月2日	普通株	3,600	処分	
2005年12月6日	普通株	26,100	取得	
2005年12月7日	普通株	2,000	取得	
2005年12月9日	普通株	600	取得	
2005年12月15日	普通株	1,600	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs Asset Management, L.P.
- (4) Goldman Sachs & Co.
- (5) Goldman Sachs Hedge Fund Strategies LLC

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	10,365,245		169,100
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H 8,000,000
新株予約権付社債券 (株)	C 1,140,781	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D 20,838,655		J 5,240,000
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 32,344,681	N	O 13,409,100
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 45,753,781		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 35,219,436		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年10月31日現在)	S 351,504,326
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	11.83
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	12.44

15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15th day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy
Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton
Name: Oliver S. R. Buxton
Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート 133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(署名)

マネージング・ディレクター

(署名)

アシスタント・セクレタリー

[2004]

TO: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs Asset Management, L.P. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of

Goldman Sachs Asset Management, L.P.

By:  _____

Name: Ellen Porges

Title: Managing Director

Address: Goldman Sachs & Co.
1 New York Plaza, 37th Floor
New York, New York 10004

(訳文)

2004年 月 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所 : 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」及び関係法令（以下「ルール」と総称する）に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 上記に付帯関連し前記代理人が必要と思料するその他の行為、手続きを行うこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.

(署名)

エレン・ポージス
マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10004
ニューヨーク市 ニューヨークプラザ1 37階

October 25, 2004

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Japanese Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman

Title: Chief Compliance Officer

Address: 30 Hudson Street, 27th Floor
Jersey City, NJ 07302
United States of America

(訳文)

2004年10月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

(署名)

ロジャー・エス・ビーゲルマン
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302
ジャージーシティ、ハドソンストリート 30 27 階

January 12, 2005

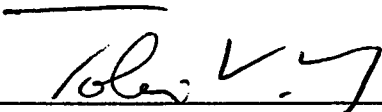
TO: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Limited
Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo

GOLDMAN SACHS HEDGE FUND STRATEGIES LLC hereby appoints GOLDMAN SACHS (JAPAN) LIMITED as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule.

For and on behalf of Goldman Sachs Hedge Fund Strategies LLC,



By: Tobin V. Levy, Director and CFO

Goldman Sachs Hedge Fund Strategies LLC
701 Mount Lucas Road, Princeton, NJ 08540, U.S.A.

(訳文)

2005年1月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・エルエルシーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

ゴールドマン・サックス・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・エルエルシー

(署名)

トビン・レヴィ
ディレクター/CEO